

第2回多治見市人権施策推進指針策定委員会議事録

日 時：令和6年9月6日（金）14:00～16:30

場 所：多治見市役所本庁舎 2階大会議室

出席委員（敬称略）：榎澤幸広（委員長）、三宅和世（副委員長）、田財博史、青木鎌太郎、鈴木直樹、前田栄治、島津和世、皆元健一

事務局：伊藤徳朗、勝見祐子、今井光春、玉野いづみ

1 議事

（1）議事録の取り扱いについて

（2）多治見市人権施策推進指針について （資料1、2、3、4）

その他 次回委員会開催日について

【議題1】 議事録の取り扱いについて

○事務局 （説明）

○委員長 議事録について、前回委員会後、事務局に相談させていただきました。保護司に対する犯罪事件が起きたことや、ネット上での誹謗中傷とかの問題もありましたので、前回の委員会でお話した議事録の委員名公開については撤回させていただけたらと思います。議事録の公開は好ましいですが、今回議論するような「インターネットの人権問題」についても、市民だけでなく、委員の人権を守ることも重要ですので、多治見市のホームページの公開では、従来通り委員長と委員との表現が望ましいのかなと思いました。私は司会進行という立場からすると、委員長として残しますが、それ以外の方は委員とすることが良いと思いました。多治見市のくらし人権課では、誰が発言したかわかる議事録は保管しているということで、もし市民の方から情報公開の請求があった場合には、公開になるということで、ホームページでは委員名は非公開とします。委員の様々なプライバシーとかを守るという点。もう一点は公開していないわけではない、請求された場合は公開するという点から、私から提起しておいて申し訳ありませんが、ネット上には公開しないほうが望ましいという形にさせていただきました。委員の皆様方から、この件に対してご意見はございませんか。

○委員 意見なし

【議題2】 多治見市人権施策推進指針について

○委員長 それでは事務局の方から説明をお願いします。

○事務局 （説明：資料1、2、3、4）

- 委員長 重要なことを提示いただきました。ご意見いかがでしょうか。
- 委員 「その他の人権問題」がなくなり、並列になりましたので良いかと思います。
- 委員長 前回、委員の皆様から色々な提案をしてもらいましたので、ハラスメントの配置も事務局的にも、かなり苦勞されたと思います。カスタマーハラスメントの話題もあがりましたので、その後の私の新聞記事の読み方も変わってきました。日本経済新聞にはカスタマーハラスメントの記事が多く出ていました。企業が指針とか出しているところも3割ぐらいはあるというようなことが最近の記事にも載っていたので、どこに盛り込むかというところは、事務局も悩まれたと思います。ただ、前回委員会で提示してくださらなければ、浮かばなかった論点だと思います。他はいかがでしょう。
- 委員 資料4の右側の第3次の人権施策推進指針の施策の方向のところで、「教育」が有るところと無いところもあります。例えば「ホームレス」のところでは、「教育・啓発の推進」と有りますが、「人身取引」のところでは、「啓発の推進」となっていて、有る部分と無い部分について、教えていただきたいです。
- 事務局 すべての人権について教育することが難しいところではあるかと思い、有無をつけています。ホームレスの教育を学校でどこまで実施するのかは難しい点もあるため、有無を示しています。施策の方向についてもですが、他の分野間で、統一が取れてないところもありますので、最終的には統一させていただきます。
- 委員長 2010年代、東京の墨田区で路上生活者の襲撃事件が結構多かったので、小中学校で路上生活者本人を講師として招いて話を聞いていたようです。その後、現在まで続いているか調べていないですが、教育と言った場合には、委員が、提示している部分と繋がるかと思いました。
- 委員 どの分野についても教育をしないことはないのですが、全てに付いていても問題はないと思います。付いている、付いていないだと、ここだけ教育しているのかと思われるかもしれません。部落差別（同和問題）も、第2次では教育と書いてありますが、第3次には教育が無いので、教育しなくなかったと取られてもいけないのかなと思います。
- 事務局 基本的にすべての分野に教育は関わると思いますので、その上に、基本的施策に人権教育と載せているので、ここに限らず、全て教育は関わってくると認識しています。表記について統一させていただきます。
- 委員 資料3と資料4の2枚の表は今回の指針に載せますか。
- 事務局 資料4については、前回との比較なので、載せる予定はございません。資料3については載せる予定です。
- 委員 資料3を見ていて、前回も関わっていましたが、今回作っていたもので、全てに人権教育が関わっていることをまとめていただいたのが、すごく見やすくなったと思います。
- 委員長 お二人の委員から出ていたように、シンプル化するということも結構重要な

ことですし、今まだ作っている段階なので、今後用語の統一が必要になると思います。これも多分統一されるのかなと思いますが、資料 3 の「女性」のところで、4 番目の「配偶者等に対する暴力の根絶」という書き方をされていますが、多治見市は、確実になくすという決意の表れが根絶という言葉かなと思いました。ただ、「子ども」、「高齢者」や「障がい者」においても虐待の話が関わります。この点、「子ども」のところには虐待の話は書いてないけれど、次の「高齢者」では 3 番目に高齢者虐待等への対応という書き方をしています。「障がい者」のところでは、障害者の虐待防止への対応という書き方になっています。ここの決意の表れ、特に DV は撲滅するという決意の表れが多治見市にはあって、「障がい者」とか「高齢者」の虐待の防止の対応となると、トーンダウンのように見えてしまうのかと思います。

○事務局 この表記に関しては、「女性」「子ども」「高齢者」「障がい者」「刑を終えて出所した人」や「犯罪被害者」に関しては指針とは別に計画があります。各計画、条例に表記されている言葉をそのまま使用している点もあります。「女性」に関しては、DV 対策基本計画があり、その計画に根絶と表記しているので、そのままの表現に合わせています。

○委員長 今までしっかり取り組んできたことがあると思いますので、すごい決意と思いました。ただ、根絶という言葉を使うなら、注釈を入れて、いままでこういう取り組みをしてきたから、こういう意味で使っていますという説明をするとよいと思います。委員も懸念されていた部分とも関連すると思いますので、ある程度その強弱を見えないようにすることも大事かと思います。ご検討お願いします。

この資料 3、資料 4、資料 1 に関して、また後で思い浮かぶこともあるかもしれません。その時に、ご意見を出してもらうことでも構いませんし、意見シートで、後日意見をいただくでも構いません。

○事務局 基本理念について、ご意見はございませんか。

○委員長 多分、委員会の 4 回目ぐらいまで意見交換して練れてくる部分もあるかと思うので、とりあえずは、この方向で行くことでいいのではないか。こういう言い方がいいのではないかとか、今後も出てくる可能性もありますので、そのつど委員の皆様は遠慮なく言っていただくことでいいかと思います。とりあえず今回は了解を得られたと思います。

○事務局 基本理念が変わってくると他にも影響が出るかなと思ひまして。

○委員長 前回 2019 年度の委員会に委員として参加した者がここには私も含め 2 人いますので、参考資料として前回のものは提示させていただいておりますが、新たに今後 5 年間の計画として進めていくので、その多治見市や住民の方に一番伝わりやすいものがいいと思います。このようにシンプル化するというのもすごく重要なことだと思います。

○事務局 資料 2（女性の人権）説明

○委員長 「女性」の部分で何かお気付きの点、文言を変えた方がいいとか、誤字・

脱字とか、そこも含めて、何かありますか。自分自身のご経験をお話していただくでも構いません。いかがでしょうか。

○委員 3 ページの上段、防災・災害分野の段ですが、人権施策の分野に記載のある「災害」のところに同じ内容が書いてあります。これは「女性」の方で重きを置いているのか、「災害」の方でも並べて入れて置くのかというのは、どの判断されているのでしょうか。また、「高齢の方や障がいのある方が安心して暮らせるよう、対応する計画を推進します」とありますが、対応する計画について具体的に教えていただけますでしょうか。

○事務局 先ほどの1点目の防災の部分ですが、その後に出てくる「災害に伴う人権問題」というところにも載せています。事務局としては、併記したいと思っています。それぞれ、入り口は違いますが、両方同じような形で、防災分野には女性の考え方、視点が入れると良いというところで、それぞれに入れています。

その次の、高齢の方や障害のある方が安心して暮らせるようにという点ですが、女性のところに入れさせてはいただいています、それぞれ、障がいに関しても女性、男性、高齢の方でも女性、男性があるとは思いますが、ここは修正してもいいかなと思いました。

○委員長 高齢の女性とか、障がいのある女性という意味合いだとすれば、入れといっても良いかと思います。

○事務局 対応する計画は、高齢者保健福祉計画、障害者計画になります。それぞれの計画に男女のように性別は謳ってはいないですが、もちろん、そういう視点があって、計画の施策を進めています。

○委員長 最近だと専門用語になってしまいましたが、インターセクショナルリティという言葉、交差性という言葉も使われてきています。人間は別に女性という属性だけで生きているわけではないですし、多治見市出身の女性とか、多治見市出身の障がいある女性とか、いろんな属性が混ざって1人の人間を形成しています。その人たち1人1人にきめ細かい対応をしようとしているとか、声を聞こうとしていることを表すのであれば、細かく書いていくことも1つかと思います。実際、連携とか窓口対応など、皆さんたちの意見を聞く場所が民間レベルから、自治体レベルでも幾層にも渡って存在しているので、そういうすでに実践されてきたことも踏まえるのであれば、細かく書いてもいいのかと思いました。あとは、委員のお話のように、行政文書とか法律家の文書はできる限り重複しないように文章を書きますから、そういうやり方もあるかと思います。だけど、あえてきめ細やかな対応をするということであれば、重複してもいいと思います。ここの分野と実は関わりますとか、他のページにも、このことが書いてありますという書き方をすることで良いと思います。委員の提案を踏まえて、検討をお願いいたします。ページ数に問題がなければ、別に重なってもいいと思います。本当に救いを求めている人は、たまたま冊子を開いたところで、こういう救いの場所があると知って、それで命が助かることもあると思います。

○委員長 多治見市の男性の育休制度の利用についてです。これも数日前の新聞に載っていましたが、企業での育休の取り方、全国平均が今 3 割ぐらいに達していると言っていました。女性の人権を考える場合に、男性の育休の取り方も関わってくると思うので、何か書けるといいかと思います。

○事務局 多治見市役所の取得率はわかりますが、民間企業の取得率は把握していません。直近ではないですが、たじみ男女共同参画プランの中に、令和 3 年の時点ですが、市職員、男性職員の育児休業取得率が 27.3%となっています。毎年、取得率は増減するところがあります。

○委員長 何かここに書いてあるといいと思いました。

○事務局 市の職員だけの値を書くのはどうでしょうか。

○委員長 企業も含めてですので、あくまでも提案です。この部分に関してまた何かお気づきの点は、意見シートの方に書いて提出していただけたらと思います。

○事務局 資料 2（子どもの人権）説明

○委員長 「子ども」の部分に関して事務局から説明がありましたが、何か確認したいことや、意見提示したいところがありましたらお願いいたします。

○委員 「こども」の、漢字表記とひらがな表記について、違いがあるのはどういうものか。

○事務局 こども家庭庁では基本的に「こども」にしています。年齢により分けている部分もあります。多治見市の子どもの権利条例の中では 18 歳未満の子と謳っています。この年齢までについて、「子ども」にしております。「こども」については、こども家庭庁としては、18 歳よりも大きく青年になった 20 代、30 代に関しても、こども・若者というような形で、全てひらがな表記になっています。この指針では、その年齢区分として合わせています。第 3 次の指針では、多治見市子どもの権利に関する条例に合わせて、18 歳未満として、分野別に入れています。それ以上の年齢の若者は、「子どもの人権」に入っていませんが、本来人権は全ての人を守られるべきものなので、分野別に表記はしていません。

○委員長 言われた部分は重要なので注釈で簡単に説明しておくと思います。初回の委員会でも議論になりましたが、障害の「害」をひらがなにするのは、多治見市の方針で、国の法律では、害は漢字の表記になっています。それと同じように、詳しく書いてあるといいと思います。

○委員 そういうことであれば、子どもの「ども」についても、ひらがなになっている点を注釈してもらうほうが良いと思います。文部科学省は漢字の「供」ですし、こども家庭庁はひらがなの「ども」になっていますので。

○事務局 多治見市も条例を作る際に、「ども」については検討しました。「供」が「従う者」という意味合いがあること、簡単な表記にするということもあり、「子ども」としました。

○委員長 この部分は、関係諸機関について、事務局でもかなり細かく説明している

ので、どこかに書いてあるとこの連携のすごさがわかるかと思いました。

この資料をいただいてから、多治見市のホームページを見ましたが、家庭児童相談、ヤングケアラー相談、ひとり親相談、女性相談など相談窓口があるというのが書いてあって、岐阜県には、東濃子ども相談センターもあって、ここの関係も書いてあると良いと思いました。

○事務局 東濃子ども相談センターは、県の施設であります。女性相談、児童家庭相談などは、市役所の子ども支援課に窓口がありますので記載することは可能です。

○委員長 かなり充実していると思いました。それをアピールした方が、これもやっぱり救いの手を求めている方にとっては、命綱になることがあります。

○事務局 資料2（インターネットと人権侵害）説明

○委員長 「インターネットによる人権侵害」のところで、何か気づきの点とかですね、提案とかありましたらお願いします。

○委員 多治見警察署生活安全課と連携はしていますか。私は情報系の業務を専門でやっていて、調べたりしているので、この問題は結構多いので、入れてくれている情報が非常に多いです。ドメインやプロバイダなどのことを調べたりしています。そうなってくると、生活安全課との連携が必要になってきます。

○委員長 大丈夫な範囲で文章の追加をお願いします。

○委員 思い詰めた人がこれ読むと、これだけですかと思われてしまうので、委員が言われた通り、連携は必要だと思います。

○委員長 メディア報道などでは、ジャニーズ事務所の性被害を受けた方に対しても、名誉毀損や相手の人生を否定するような書き込みもあったようです。家にもいたずら電話があったともありました。何か追加事項がありましたら、意見シートや口頭で伝えていただきたいです。

○事務局 資料2（働く人）説明

○委員長 お気づきの点とか確認したい点とか提案とかありましたらお願いしたいと思います。「働く人」といった場合には、労働基準法が示す労働者を前提にするという考えでいいですか。公務員に対するカスタマーハラスメントもあると思います。クレーム自体は正当な主張している場合は問題ないと思いますが、2時間も3時間もずっと同じことを言い続けることとかあると思います。あと、委員の立場はみんな今非常勤公務員という立場なので、そこまで含めて考える必要もあるかもしれません。また、これも「働く人」という位置付けに国がしているかわからないですけど、技能実習生の問題。あと、外国人留学生がコンビニなどでバイトをする場合に、明らかにその外国人バイトに対して、徹底的にクレームを言い続ける。日本人のバイトに対しては言わないようなことまで言っているという話も聞きますので、これもカスタマーハラスメントに近いと思います。そういうところまで含めるのかということですね。ただ、あまり広がりすぎると、ぼやけるところもあります。

委員の皆様、今までの議論や事務局の方の提示内容で、確認したいことでも構いません。あるいは、資料2の4つの領域に関して説明がありましたが、それ以外のところで、確認しておきたいこととか、盛り込んでもらえるといいと思う部分がありましたら、ご提示いただくと幸いです。いかがでしょうか。

○委員 第3次指針の「働く人」には施策の方向が2つあって、労働時におけるハラスメントの防止と、働く人の人権として正規雇用、非正規雇用の差別となっていますが、アンケート結果の中では、3つ目に多いのが、長時間労働で仕事と生活の調和がとれないとなっていて、数が多いけど、第2次では労働基準法をはじめとするということが、指針にありましたが、この部分が無くなっています。意図がなければ追加しておいたほうがいいと思います。

○事務局 長時間労働は、労働基準法に関係する点になりますが、これは、ワークライフバランスが侵害されているという点なので、それをどう表現するか、難しいです。労働時間については法でしっかり決められているはずだけど、実際はサービス残業や休日出勤とかがあり、ワークライフバランスをどう位置付けるかが難しいです。アンケートにはそう感じてられている方がいるという、実態を把握したという状況です。

○委員長 名称については、以前私が提案したんですよね？

○事務局 国や県がこういう表現にしています。労働者となると、正規雇用のイメージになってしまうのではないかと思います。今は正規・非正規のほかに、いろいろな働き方があり、全部含めて働く人のイメージと解釈しました。

○委員長 基本理念にある「1人1人が互いに尊重し合い、多様性…」に関わる話だと思います。そういうところから考えると、公務員あるいは技能実習生に関して、厚生労働省が後者を労働者とは言っていないと思いますけど、働くという点では繋がると思います。私は働く人っていう言葉遣いはいいなとは思っています。

○事務局 定義的なものをちょっとだけ書き加えます。

○委員長 国が言っているのを使えば、多治見市だけが言っているだけじゃないとなります。多治見市だけが言っていると、多治見市が都合よく解釈していると、まさにインターネット上に書き込まれる場合もございますが……。

○委員 25ページの性的マイノリティに関する施策の方向のところで、性的指向及び性自認についての児童生徒の正しい理解を促します。という、ここだけ子どもが強調されているのは何か意味はございますか。アンケートにあるように、地域社会、職場、家庭、学校においても正しい理解が必要なので、そういう風にしていくべきかと思います。

○委員長 文部科学省で学校現場において、性的マイノリティはどの程度いるか。11人に1人とか10人に1人とかというデータも出ているから、学校を重視しているかなと思います。先ほどの、女性に対する手厚いネットワークがあるという部分をここにも応用していただいて、今後こうしていこうと思っているところが反映できるのであれば、委員がおっしゃられるように広げて書くのもいいかもしれないで

す。検討してもらっていいですか。重要な問題提起だと思います。他の委員の皆様はよろしいですか。

○委員 ３ページの配偶者等に対する暴力の根絶のところに親密ってという言葉は必要なのかどうか。疑問に思いましたのでお聞きしたかったです。

○委員長 配偶者、恋人は親密ではございますね。

○委員 私はここのところを読んで、この親密な関係ってというのは。はい、戸籍の届を出していない内縁の方なのかなと思いました。

○事務局 たじみ男女共同参画プランにそのように記載がありまして、恋人同士のデートDVとかも入っています。あえてこういう表現を使っていると思います。男女共同参画プランのまま引用しています。ここも検討させていただきます。

○委員長 法律とかの議論では親密圏という言葉があったりします。使うには、使いますが、委員が言われることもわかります。配偶者関係であれば婚姻届で繋がっているという関係もありますから。ここの点も検討してください。他の皆さんはいかがでしょう。

○委員 人権〇〇という四字熟語みたいなものがいっぱい出てきます。人権啓発とか人権問題とか人権意識とか出てきて、資料１の中に人権感覚という言葉がありますが、この言葉のイメージがないです。資料１の４ページに「豊かな人権感覚の醸成に努めます」というので、この言葉が何を指すのか、気になってしまいました。

○事務局 第２次の指針で使用している言葉で、確かに分かりにくいので、注釈をつけるのか、用語を変えるか検討します。

○委員長 まず文章で説明して、「以下、人権感覚」という言葉を使わしてもらいますとかですかね。

○事務局 注釈とか考えます。確かに人権感覚だけの、言葉だけ見ると意味がわからないですね。

○委員 資料２の「子ども」の部分ですが、子どもの居場所づくりの推進に、子どもが安心して休みという言葉がありますが、この休みというところが全体的にあまり出てきてなくて、休むことを推進するよう解釈されてしまいます。子どもは安心して休んでいいのか。多治見は推奨していると思ってしまいます。

○事務局 子どもの権利に関する条例に書いてありまして、引用しています。何かを「休む」というよりも、「休息」できるという意味で使っている言葉。確かにいろいろなことを「休んで良い」みたいに取りられるのは、意図と違うので検討してみます。

○委員長 子どもの権利条約の第３１条で休み・遊ぶ権利という書き方がされています。子どもの権利条約での外務省の翻訳では、休息及び余暇についての児童の権利という書き方をしていて、最初に休息がきています。多分これに合わせたのかと思います。たまたまその子どもの権利条約の専門の先生に大学院の時教わりました。その方の説明だと、子どもというのは遊びを通じて社会体験していく。遊びを通じた社会体験だけでは疲れてしまうのでしっかりと休む。しっかりと休息を取って、ま

た社会体験を繰り返していく。それによってどんどん大人へと成長していくと聞いた覚えがあります。もしかすると委員の言われたように順序を入れ替えたり、読みやすくしたりするというのも大事かもしれないです。

これも検討していただいて、よりよい言葉を提案していただくことでよろしいでしょうか。他の委員は大丈夫ですか。

事務局での検討事項が沢山出てきましたが、これも嬉しい悲鳴です。委員の皆様が満遍なく、いろいろなご提示をしてくださりました。できる限り次回に何らかの形で反映していただきたいと思います。委員の皆様には、次回も色々提示していただけると、より紐付けができたりしますので、何か浮かぶようでしたら、遠慮なく言っていただきたいと思います。そして、今回の内容に関しては、これだけ意見が出ましたから、資料を見返した時に更に良い案が浮かぶかもしれません。その時には、意見シートに記入して提出するとか、事務局と話し合う機会がある場合には直接伝えていただくことでもいいので、どちらかの形でお願いしたいです。

○事務局 意見シートを紙でお渡しさせていただいていますが、メールも送りますので、どちらでもいいので返信をお願いします。次回の会議の予定ですが、10月31日木曜日午後2時30分からお願いしたいと思います。場所は2階中会議室になります。

○委員長 今回も色々ご提示してくださりありがとうございました。それでは、第2回多治見市人権施策推進指針策定委員会を終了します。